

東京都建築安全マネジメント計画改定素案への意見（特定行政庁）

意見番号	章・節等	項	意見	対応案
1	第3章1(1) 建築物の設計・ 工事段階等にお ける適法性の確 保	P16 ①	4月1日施行の建築物省エネ法の対象拡充に伴う、安定的な審査と検査体制について記載すべきと考えます。	・マネジメント計画の対象は建築物の安全の確保及び安全性の向上に係るものであることから、従来より計画の対象から省エネ法は除いています（なお、国の指針でも省エネ法は対象にしていません。）。
2	第3章2(3) 昇降機の安全確 保	P34 ①	「都内特定行政庁と連携し、原則として既存昇降機の取替え等に際し、建築確認申請を行うこととする取扱方針を定める。」と記載がありますが、「東京都昇降機行政に関する設計・施工上の指針」（2004年版）の取扱いを見直すということですか。また、見直しを行う際には、各特定行政庁が意見を発出できる機会を設けてください。	「都内特定行政庁と連携し、原則として既存昇降機の取替え等に際し、建築確認申請を行うこととする取扱方針を定める。」の記載は削除します。 「東京都昇降機行政に関する設計・施工上の指針」（2004年版）の刊行後、平成24年4月に国土交通省から国住指第291号「戸開走行保護装置の設置の促進について」が通知され、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要と示されました。しかしながら、行政庁により取扱いにばらつきがあるため、P34①に記載のとおり、都は引続き、既存昇降機の取替え等に際し、安全装置等の設置等、現行基準への適合を求めることができる法整備を国に求めていきます。
3	第3章2(3) 昇降機の安全確 保	P34 ③	③の二つ目・ 是正指導のみでは強制力がないと考えます。是正指導に加えて、より強制力のある制度設計の検討を記載してはいかがでしょうか。	違法設置エレベーターについては、建築基準法第9条の規定以上の制度設計はできないと考えます。
4	第3章3(3) 応急危険度判定 の円滑な実施	P41 ①	被災宅地危険度判定士は数年おきに更新講習があり、知識の向上やモチベーション維持に大変有効であると感じています。被災建築物応急危険度判定士も更新講習会の実施を切に希望いたします。	被災建築物応急危険度判定員に新規登録するために必要な応急危険度判定員養成講習会(年2回実施)は、既に判定員として登録している方でも受講可能ですが、応急危険度判定員の判定技術やモチベーションの維持・向上に向けた取組について、区市町村と連携して、今後検討を行っていきます。この旨計画にも追記します。

意見番号	章・節等	項	意見	対応案
5	第3章3(3) 応急危険度判定の円滑な実施	P41 ①	<p>各区が独自で判定員に講習するには、写真等の資料もなく、訓練建物を探すのに大変苦慮しています。また、各区で判断に相違が生じます。そのため、以下の対応を求めます。</p> <p>①一律で都で講習を年1回開いてほしい。区は希望者を募るなどの連絡を行う。</p> <p>②写真（被害ランク解説付き）や机上問題、DVDなどの資料を毎年提供してほしい。</p> <p>【計画修正案】</p> <p>① 執行体制やマニュアルの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急危険度判定を具体的に展開するためのマニュアルを整備する。 ・ 区市町村に 応急危険度判定の事前準備等を働きかけ、また都及び区市町村の行政連絡会を開催する。 ・ 毎年既に登録済みである判定員向けの講習会を開催し、東京都防災ボランティア（建築物の応急危険度判定）の技術向上をはかる。 	<p>被災建築物応急危険度判定員に新規登録するために必要な応急危険度判定員養成講習会(年2回実施)は、既に判定員として登録している方でも受講可能ですが、応急危険度判定員の判定技術の向上に向けた取組について、区市町村と連携して、今後検討を行ってまいります。この旨計画にも追記します。</p> <p>なお、写真などの資料については、提供可能ですのでお問合せください。</p>
6	第3章3(3) 応急危険度判定の円滑な実施	P41 ④	<p>応急危険度判定の結果を住家被害認定調査に活かせる、または調査自体を連動させるなどの合理化の検討をお願いします。</p> <p>【計画修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震時に、多数の建築物を早急に判定および生活再建を支援するため、応急危険度判定および住家被害認定調査の合理化・迅速化の手法を全国被災建築物応急危険度判定協議会等と連携して検討する。 	<p>住家被害認定と応急危険度判定は、目的及び判定基準が異なるものですが、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では、区市町村が実施する住家被害認定については、地震後ただちに実施される応急危険度判定と類似する点もあり、被害認定調査の参考にすることができるとされています。</p> <p>また、応急危険度判定判定基準は、全国組織である協議会として定めています。</p> <p>これらの点を踏まえ、必要に応じて関係部署と調整を行ってまいります。</p>
7	第3章3(3) 応急危険度判定の円滑な実施	P41 ③	<p>宿泊施設について 情報提供のみではなく費用負担も含めた体制の検討をお願いします。</p> <p>また、都立施設を宿泊施設として提供するなど、物的支援の検討をお願いします。</p> <p>【計画修正案】</p> <p>③ 応援判定員の宿泊施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生時の宿泊施設の被災状況、空室数等の情報を迅速に把握し、応急危険度判定の実施主体である区市町村等に提供するための体制および物的支援体制を構築する。 	<p>（前段について） 宿泊施設等の費用負担に関しては、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」において定められているところです。</p> <p>（後段について） 宿泊施設の手配等については、実施本部（区市町村）が行い、実施本部が準備できない場合、支援本部（都）が支援を行うこととなります。</p> <p>支援本部による震前支援計画の策定にあたって、頂いた意見や区市町村の震前実施計画の内容、災害時における都立施設の役割を踏まえ、区市町村と連携して検討を行ってまいります。（3）②を一部修正します。</p>

意見番号	章・節等	項	意見	対応案
8	第3章3(3) 応急危険度判定 の円滑な実施	P41 ③	各地から派遣された判定員への提供について 宿泊地だけの計画である。食料の確保及び安全対策（感染症を含めた）の検討に関する追加が必要ではないでしょうか。	宿泊施設や食事の提供等に関する準備は実施本部（区市町村）が行い、実施本部が準備できない場合、支援本部（都）は支援を行うこととなります。 支援本部による震前支援計画の策定にあたって、頂いた意見や区市町村の震前実施計画の内容を踏まえ、区市町村と連携して検討を行っていきます。（3）②を一部修正します。
9	第3章4(1) 建築行政手続の デジタル化	P46 ②	定期報告概要書の写しの交付を検討課題として記載する必要があると考えます。（規則改正を国に求めることも。） オンラインで概要書を閲覧するとき、ユーザー側で画面複写も可能となり、閲覧から逸脱するためです。	写しの交付に関する取扱いについても、検討してまいります。 また、この旨計画に追記します。
10	第3章4(1) 建築行政手続の デジタル化	P47 ④	建築計画概要書の写しの交付を検討課題として記載する必要があると考えます。（規則改正を国に求めることも。） オンラインで概要書を閲覧するとき、ユーザー側で画面複写も可能となり、閲覧から逸脱するためです。 P11関連 用途変更するには既存建築物の法適合性判断が必要であり、検査済証や建築計画概要書（道路情報、隣地塀、建物配置を含む配置図を含む）の情報提供が不可欠と考えます。	写しの交付に関する取扱いについても、検討してまいります。 また、この旨計画に追記します。
11	第3章4(1) 建築行政手続の デジタル化	P46	都扱い物件を区が受付し、経由する場合、区にシステム導入が義務付けられることが想定されます。システムの財政的支援と技術的支援の考え方を示す必要があると思います。	来年度、区市等を交えた検討会を設置し、区市の意見や情報通信環境等を把握して、システム構築の検討を行います。
12	第3章4(1) 建築行政手続の デジタル化	P44	「定期報告制度の運営については、昭和46年の国の通達に基づき、全国的に地域法人（受付団体）を活用して実施されてきた経緯がある。」と記載がありますが、平成13年2月19日付国住総第15号において、「法令に基づかない関与又は事務の義務付け等の規定があるものについては、当該部分の効力は失効し、地方公共団体を拘束するものではない」とされています。受付団体の設置・業務委託について、整理する必要があると考えます。	都では受付団体による予備審査等は今後も必要と判断し、定期報告のデジタル化に当たっては、従来の手続の流れを基本としたシステム構築を行うこととします。